

補助事業者 下記の条件をすべて満たすもの

- ・空き家の所有権者または所有者の承諾を受けた者
- ・岡山市の税金を滞納していない者
- ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者

補助事業 下記のいずれかに該当するもの

- ①除却工事(建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事)
 - ②除却工事及び附帯工事(敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事)
- ※いずれも市内施工業者が行う工事に限ります。
- ・令和8年2月13日(金)までに実績報告書の見込みがあるもの

申請受付

- ・令和7年4月14日(月)から令和7年12月12日(金)(予定)まで
(ただし、特定空家等と認定された後からの申請受付となります。)
- ・補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前に相談をお願いします。
- ・相談日時については、必ず事前に予約をしてください。予算に達し次第受付を終了します。

補助事業者の責務

- ・事業実施後、跡地の管理は、町内会やNPO法人又はこれに類する第三者が行うこと。
・毎年度当初に、管理する者が使用状況の報告書を提出すること。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室
☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006199.html>



危険な空き家そのままにしていませんか？



空き家を解体し、地域のために跡地活用をお考えの方へ

地域活性化除却工事費補助 のご案内

老朽化した危険な空き家を放置すると、防災・防犯・衛生・景観等の観点から、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす場合があります。老朽化した危険な空き家を除去し、跡地を地域の活性化に役立てる場合に、除却にかかる費用を一部補助する制度です。



補助対象は
特定空家等
(危険な空き家)



特定空家等のイメージ

↓
空家対策推進室
へ相談

特定空家等
(危険な空き家)に認定

↓
補助金交付申請

↓
解体



地域活性化除却工事費補助

補助率:除却工事等に要する金額の5分の4

上限額:**200万円**

条件:○除却後の跡地を、最低でも10年間は

地域の活性化に活用すること

○岡山市内にある、空家法の規定による

特定空家等

(ただし、空家法第22条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等は除く。)

地域活性化除却とは、

地域の交流やにぎわいの活性化を目的として、跡地を**ポケットパーク、児童公園、公的駐車場等**の用途に供するために行う空家等の除却工事です。

□手続きの流れ



空き家に関する他の補助制度

除却補助

制度の詳細はこちらから →



法律に基づく**特定空家等**の除却費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	除却工事などの費用の1/3	50万円※1

※1 応急措置を実施する場合は10万円

リフォーム補助

制度の詳細はこちらから →



一般リフォーム 地域活性化リフォーム

空家等のリフォーム費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	リフォーム工事などの費用の1/3	50万円
地域活性化※2	リフォーム工事などの費用の2/3	150万円

※2 地域活性化のために町内会やNPO法人などがリフォーム後に10年間管理すること

診断補助

制度の詳細はこちらから →



空き家診断

空き家診断の費用の一部補助を行っています。

区分	補助額
旧耐震住宅※3	耐震診断と劣化診断の費用の一部 12万円~14.8万円
新耐震住宅	劣化診断の費用の一部 6万円

※3 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

家財等処分補助

制度の詳細はこちらから →



家財処分 空き家バンク

空き家バンク※4に登録した空き家の家財道具等の処分や運搬の費用の一部補助を行っています。

補助率	補助額(上限額)
家財等の処分及び搬出にかかる費用の1/2	20万円

※4 空き家(空き家となる予定のものを含む)に関する情報を岡山市に登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行う制度

注意事項

・各補助制度の要件など詳細はお問い合わせください。

・各補助の対象となる行為は、交付決定後に着手する必要があり、かつ、年度内に完了する必要があります。